

物品等の調達における「簡易型プロポーザル方式」実施要領について

平素から、海上防衛と当補給本部の活動にご理解を賜り、誠にありがとうございます。海上ロジスティクスの中核として日々の任務を粛々と実施できますことは、皆様のご支援の賜物と心から感謝申し上げます。

さて、当補給本部では、物品等の調達における公正性、透明性及び競争性の向上を図るため、契約の性質や目的が単に競争入札によった場合、行政目的の達成がなされないと判断されたものについて、その目的に見合った提案を公募し、その中から最も優れた提案をした事業者を契約の候補者として選定する簡易型プロポーザル方式による随意契約を導入致します。

1 概要

簡易型プロポーザル方式によって物品等を調達する前に、各事業者の提案力を活用するため、当該要求件名リストを掲示し、要求案件ごとに提案資料を公募いたします。最も優れた提案を採用することにより、価格競争による行政目的の質の低下を防止するとともに、提案内容に見合った契約金額となることが期待できます。

2 定義

簡易型プロポーザル方式とは、受注意欲を有する者で、かつ、資格を満たした者に対して、提案資料の提出を求め、当該提案を評価することにより、事業実施に最適な者及び提案を選定することを言います。

3 適用範囲

単に競争入札によることで、かえって行政目的の達成がなされないおそれがあると判断された事業であって、金額の多寡のみならず、当該事業を履行する上での企画力、提案力及び遂行能力を主として品評により評価できるものを対象とします。

4 実施手順

(1) 海上自衛隊補給本部契約課（以下、「契約課」という。）は、簡易型

プロポーザル方式により調達しようとする物品等の調達情報を「海上自衛隊オフィシャルサイト(調達情報)」内の「入札情報」「補給本部」「簡易型プロポーザル方式」に掲載します。(「補給本部エントランスホール」などに掲載されているQRコードからもご覧いただけます。)

- (2) 事業者は、調達情報の要求件名リストから受注希望案件を選定し、「簡易型プロポーザル方式参加申込用紙」を提出していただき参加申し込みを行います。
- (3) 事業者は、「簡易型プロポーザル説明資料」をホームページからダウンロードし、事業内容を確認いただいた上で、提出期限までに提案資料を契約課へ提出(持参又は郵送等)していただきます。
なお、提案資料に不備があった場合は、期日内に再提出を求めることがあり、期日内に再提出が無かった場合、その時点で不合格となることがあります。
- (4) 簡易型プロポーザル方式に付する案件の内容に応じて、調達要求部署等と連携して事業内容の説明を実施することがあります。
説明を実施しない場合は、募集要項又は説明資料等適宜の方法で次の事項を周知することとします。
 - ア 目的、概要及び事業の内容
 - イ 提案に際しての前提条件及び具備すべき事項
 - ウ 提案資料の提出方法、提出先及び提出期限
 - エ 提案資料の評価基準
 - オ その他、契約担当官等が必要と認める事項
 - カ 見積書(参考)(様式適宜)
- (5) 簡易型プロポーザル方式に付する案件の内容に応じて、提案資料に関するプレゼンテーション又はヒアリング等を実施することがあります。
- (6) 提案資料作成及びその他提出に際し要した経費については、全て提案者の負担となります。
- (7) 提出いただいた提案資料を審査し、合格の基準に達し、かつ、基準到達者が2者以上の場合は、最も優れた提案を提出いただいた事業者を契約相手方とします。また、得点が高点の場合は見積経費が低いものを契約候補者とします。
- (8) 前号の規定により選定した提案者に対して、提案資料を選定した旨を書面により通知するものとし、選定しなかった提案者に対してもその旨を通知します。

5 参加資格等

参加を希望される場合の資格や要件は次のとおりです。

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当します。

- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。

- (3) 次のいずれかの要件を満たす者であること。

ア 防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）を有する者。当該競争参加資格を有していない者にあつては、当該競争参加資格の取得に努めるものとする。ただし、有していない者にあつても、過去の実績等により、履行能力があると認められる場合においては、参加を認める場合がある。

なお、調達要求の内容により、必要と認められる場合は、要件名リストに等級等参加要件を示す場合がある。

イ 中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第50条第1項に規定する「事業継続力強化計画」又は同法第52条第1項に規定する「連携事業継続力強化計画」の認定を受けた中小企業・小規模事業者であること。

- (4) 海上自衛隊補給本部又は防衛省から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

- (5) 前号により、現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係にある者であつて、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。

- (6) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。

ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りではない。

- (7) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であり、適正な契約の履行が確保される者であること。

6 提案資料の無効

応募書類に不備があり、再提出を求めた際に再提出が無かった場合

7 その他

本方式の細部について、ご不明な点があれば、海上自衛隊補給本部契約課までお問い合わせください。